

第 37 号	関西圏大学非常勤講師組合	2013年10月5日発行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	<b>非常勤の声</b>	委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7丁目1-39-102 大私教気付

<目次>

p.1 学習会の開催のお知らせ    p.2 大阪大学刑事告訴状提出    p2 立命館大学でシンポ  
p.3 大阪電気通信大学と定期交渉    p.3 大幅減ゴマで大阪工業大学と団体交渉  
p.3-4 甲南大学の不当労働行為救済申し立てで審問

## 9月25日労基法第90条違反の大阪大学刑事告訴状提出を受けて、10月27日学習会開催

9月25日(水)に、労働基準法第90条違反(就業規則制定の際の手続き違反)での大阪大学刑事告訴状を大阪大学外国語学部非常勤講師の新屋敷(関西圏大学非常勤講師組合委員長)が大阪地検に提出しました。この報告を兼ねて、改正労働契約法第18条を理由とした阪大・神戸大・早稲田大等の大学有期雇用教職員の契約更新5年上限問題に関する学習会を開催します。当日は、今年4月に早稲田大学を労基法第90条違反で刑事告発された首都圏大学非常勤講師組合の松村委員長を講師にお迎えし、更に、阪大告訴に至る経緯等を新屋敷が報告します。(文責・新屋敷)



日時: 10月27日(日)

午後2時~4時

場所: エル・おおさか

南館75号室

ゲスト・スピーカー

松村 比奈子さん

(首都圏大学非常勤講師

組合委員長)

新屋敷 健

(関西圏大学非常勤講師

組合委員長)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻)水の午後、木の午後    メール: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

# 労基法第 90 条違反での大阪大学刑事告訴 状を大阪地検に提出!!

労働基準法第 90 条は、労働者全体の労働条件を定める就業規則を新たに作成又は変更する場合に、事業所の労働者の過半数を代表する者の意見書を付けて就業規則を管轄の労働基準監督署に提出することを義務付けていますが、阪大は改正労働契約法第 18 条を理由とした有期雇用教職員の契約更新 5 年上限を定めた就業規則を今年の 4 月 1 日付で制定し、大学が労働契約ではなく「民法第 656 条の準委任契約である委嘱契約」と主張する非常勤講師にも適用しましたが、非常勤講師の意見を一切聞いていません。

そこで 9 月 25 日(水)に、労基法第 90 条違反での大阪大学刑事告訴状を、大阪大学外国語学部(箕面キャンパス)非常勤講師の新屋敷(関西圏大学非常勤講師組合委員長)が大

阪地検に提出しました。大阪地検が告訴を受け入れるかどうかは、調査を経て約 1 か月後に決定する見通しです。そして、同日 14 時より大阪府庁本館 4 階記者クラブで、阪大告訴状提出の記者会見を行いました。地検での告訴状提出を撮影した NHK 関西や、朝日新聞・毎日新聞・読売新聞などの記者が出席し、新屋敷と、提出に同行して頂いた佐藤早稲田大学名誉教授(労働法)、松村首都圏大学非常勤講師組合委員長を取材しました。当日の様子は NHK 関西の夜のローカルニュースで放送されたほか、ウェブサイトでも公開されました。(リンク先:

<http://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20130925/4765891.html>)

(文責：新屋敷)

## 立命館大学で 3 組合共催のシンポ開催

9 月 10 日、立命館大学において「労働契約法の改正で教育研究職はどうなるの？」とテーマでシンポジウムが開かれました。当組合は「非常勤講師と改正労働契約法」について報告し、ユニオンぼちぼちは「若手研究者の雇用環境の課題」について報告しました。報告ののち、立命の法務研究科教授吉田美喜夫先生からコメントをいただき、同法の優れている箇所や悪用される恐れのある箇所につき、認識を深めることができました。3 組

合がこのような形でシンポを開催したのは今回が初めてです。

このような共闘体制は徐々に広がっています。龍谷大学教職員組合とも情報交換が始まっていますし、10 月 27 日予定の当組合の学習会には高等教育研究会から後援の申し出がありました。同法が悪用されれば現場は大混乱必至です。今後もこのような共闘体制を推進したいと考えています。

(文責 長澤)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻)水の午後、木の午後 メール：[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

# 大阪電気通信大学と定期交渉

大阪電気通信大学との定期交渉が7月25日におこなわれました。組合は、①労働契約法を理由とする5年上限ルールを適用しないこと。②現行の65歳定年の年齢を引き上げること。③長年据え置かれてする賃金を引き上げること。④不開講手当を現行の1か月分を3か月分に増額すること。⑤語学で前年度の受講生数で開講コマ数を機械的に決めることの撤廃。⑥印刷機とパソコンの買い替えなど非常勤講師控室の改善などを要求しました。

大学側は、5年上限ルールは今のところ導入は考えていない、他大学の状況をみて考

る。賃金の引き上げ、諸手当の新設については財政的に大変で難しい、定年の引き上げについては専任組合との協定の関係があり専業非常勤講師だけ引き上げるのは難しい、開講コマ数については他の科目のこともありクラス人数を小さくすることは難しいが教育効果を考え機械的にはおこなわない、不開講手当の増額については10月末までに検討し組合に回答する、非常勤講師控室の改善については、9月の新学期から新しい印刷機を導入する、古いパソコンを新しいものにするということについては調査し検討すると回答しました。(文責・江尻)

## カリキュラム再編による非常勤講師の大幅減ゴマ で大阪工業大学と団体交渉

大阪工業大学では次年度からカリキュラムが大きく変更され、2015年度から非常勤講師のコマ数を大幅に減らすと各非常勤講師に伝えてあります。2名の組合員が、この問題の説明を求め団体交渉をおこないました。

大学側は、カリキュラムの改革は長年、検討した教育改革の結果であり、それによって非常勤講師に迷惑かけることとなったのは申し訳ないと回答しました。組合としては、これらの問題について非常勤講師に十分な説明責任を果たしていないと追及しました。また工学部では、「分野をまたがったの担当は認めない」と学科長会議で決められ、2つの分野で担当している非常勤講師が減ゴマを余儀なくされているが、分野をまたがるこ

とがなぜダメなのか、担当する分野を一方的に大学が決めるのは納得できない、分野の判断基準はどこにあったのかなど追及すると大学は答えられず9月20日までに文書で回答することになりました。その後、大学から回答がありましたが、納得できる回答とはなっていない。

なお大学からの回答で一般教養科目のカリキュラム改正で、人文科学分野でコマ数が減る非常勤講師は17名で、そのうち2015年度に雇い止めになる講師は12名にもなることが明らかになりました。大学側の一方的な都合で雇い止めすることについて組合としては何らかの補償を要求する予定です。(文責・江尻)

## 甲南大学の不当労働行為救済申し立ての審問

甲南大学で2012年度に減ゴマされたの

は組合活動が原因であるとして大阪府労

働委員会に不当労働行為救済申立している件で、8月8日に第1回目の審問（主尋問）、9月3日に2回目の審問（反対尋問）がおこなわれました。審問で大学側は、ビラを配った組合活動について誰が配ったか知らなかった、組合員の中にもコマが増えた人もいたので不当労働行為でない

主張しました。組合側はビラを配ったのがだれなのか前回の2010年の団交に参加している大学関係者なら知っていたはずと主張しました。10月28日に最終陳述書を提出し、数ヶ月後に労働委員会の決定がでます。（文責・江尻）

## 愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

# 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付：[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで（fax 072-695-8031）で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所（      —      ）		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先（専任教員の方は専任教も）		

組合費：10000円／年（年収150万円未満の方は4000円／年）

賛助会費：1口1000円／年（3口以上の協力をお願いします）

